

平成 31 年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標		PDCA 管理番号
I 原子力規制行政に対する信頼の確保		
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組		I.1
2. 組織体制・運営等の継続的改善		I.2
3. 国際社会との連携		I.3
4. 法的支援、訴訟事務等の実施		I.4
5. その他		I.5
II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施		
(原子炉等規法関係)		
1. 原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施		II.1
2. 原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施		II.2
3. 最新知見に基づく規制制度の策定、見直し		II.3
4. 安全と核セキュリティと保障措置の調和		II.4
(放射線障害防止法関係)		
5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施		II.5
6. その他		II.6
III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等		
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視		III.1
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析		III.2
3. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施		III.3
4. その他		III.4
IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築		
1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善		IV.1
2. 国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映		IV.2
3. 安全研究の推進		IV.3
4. 原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進		IV.4
5. その他		IV.5
V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施		
1. 核セキュリティ対策の強化		V.1.
2. 保障措置の着実な実施		V.2
3. その他		V.3
VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化		
1. 最新知見に基づく放射線防護対策に係る技術的基準の改善		VI.1
2. 放射線モニタリングの実施・技術的検討		VI.2
3. 危機管理体制の充実・強化		VI.3
4. その他		VI.4

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、I～VIとする。